

長野県水環境保全条例（抜粋）

（水道水源保全地区の指定）

- 第 11 条 知事は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道の水源（以下「水道水源」という。）を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定することができる。
- 2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水道水源保全地区の指定の要請があった場合は、関係市町村長の意見を聴いて水道水源保全地区の指定をすることができる。
- 3 知事は、水道水源保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、水道水源保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 水道水源保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 第 1 項から前項までの規定は、水道水源保全地区の指定の解除及びその区域の変更に ついて準用する。

（水道水源保全地区内における行為の事前協議）

- 第 12 条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。
- (1) ゴルフ場の建設
- (2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。）の最終処分場の設置
- (3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
- 2 知事は、前項の協議があったときは、関係市町村長及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 第 1 項の同意には、水道水源の保全のために必要な限度において条件を付することができる。
- 4 次の各号に掲げる行為については、第 1 項の規定は適用しない。
- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為
- (3) 河川法その他の法令の規定に基づいて行う行為のうち、水道水源の保全のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

長野県水環境保全条例施行規則（抜粋）

（水道水源保全地区内における行為の規模）

- 第 6 条 条例第 12 条第 1 項第 3 号の規則で定める規模は、面積 1 ヘクタールとする。

水道水源保全地区の指定の考え方（抜粋）

- 1 水道水源保全地区の指定に係る区域設定についての基本的な考え方
 - (1) 地表水（河川水、伏流水、湖沼水、ダム水）については、排水が十分に希釈されないで水道水源に到達する可能性のある区域とする。
 - (2) 地下水（浅層地下水、深層地下水、湧水）については、個々の行為が水道水源に影響を及ぼす可能性のある区域とする。

(注) 1 伏流水とは、河川水が河床又はその付近に潜流している水をいう。
2 浅層地下水とは第一難透水層より表層部の地下水を、深層地下水とは第一難透水層より深層部の地下水をいう。
- 2 水道水源保全地区の指定に係る水道水源別の区域設定の考え方
水道水源別の区域設定の考え方は別紙に示したとおりである。なお、区域設定にあたっては、個々の水源について、できる限り地形・地質・水象等の調査を行い、対象水源の実状に応じて弾力的な設定を行うものとする。

(別紙)

(1) 河川水、伏流水

1 考え方

- (1) 河川水については、水道原水の取水地点に対する集水域のうち、排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域を基本とし、取水状況、河川の形状及び水流、水質等の状況、集水域の状況等を考慮して設定する。
- (2) 伏流水についても、原則として上記の考え方を適用する。

2 区域の設定

(1) 範囲

上記考え方の「排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域」は、取水地点からおおむね上流1km（流入河川も含む）の区間の直接集水域とする。

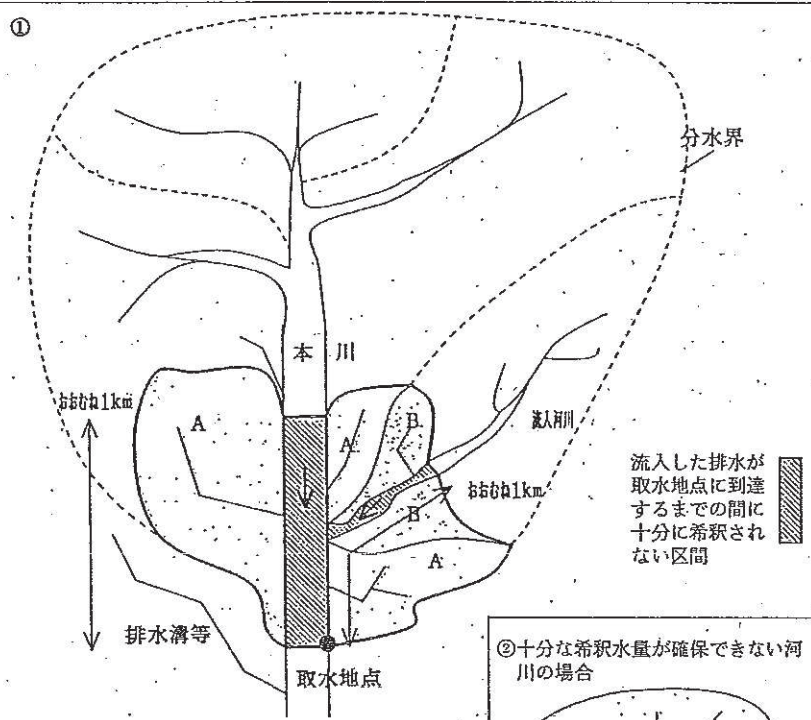
ただし、十分な希釈水量が確保できない河川についてはこの限りではない。

(2) 考慮事項

- ・取水状況……………取水位置、取水量
- ・河川の形状……………河川幅、水深、勾配、流路形態、河川の粗度
- ・河川の流れ、水質等の状況………流況、流速、水質
- ・集水域の状況……………分水界、地形、水系・水路等、地質構造、植生、降水量、土地利用

・その他

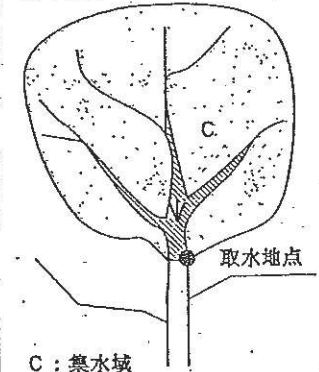
図
解
例



(注) 矢印は河川の流下方向

- A : 本川の取水地点からおおむね上流1kmの区間の直接集水域（本川へ降水、排水等が直接流入する区域）
- B : 流入河川の集水域のうち、取水地点からおおむね上流1kmの区間の直接集水域（流入河川へ降水、排水等が直接流入する区域）

②十分な希釈水量が確保できない河川の場合



(2) 湖沼水、ダム水

1 考え方

湖沼（ダム湖）の集水域のうち、排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域を基本とし、取水状況、湖沼（ダム湖）及び流入河川の形状、水流、水質等の状況、集水域の状況等を考慮して設定する。

2 区域の設定

(1) 範囲

上記考え方の「排水が十分に希釈されないで取水地点に到達する可能性のある区域」は、
 ア 湖沼（ダム湖）の直接集水域とする。

イ 流入河川については、湖沼（ダム湖）への流入地点からおおむね上流1kmの区間の直接集水域とする。

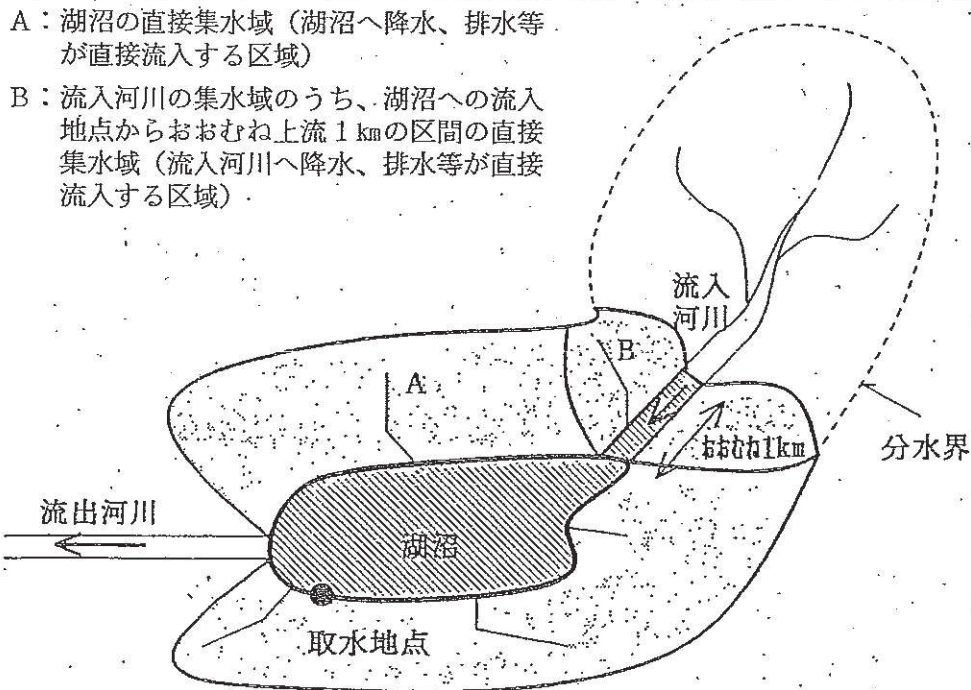
ただし、十分な希釈水量が確保できない流入河川についてはこの限りではない。

(2) 考慮事項

- ・取水状況……………取水位置、取水量
- ・湖沼（ダム湖）の形状……………湖沼（ダム湖）の面積、水深、容積、形状
- ・湖沼（ダム湖）の水流、水質等の状況……水の流入量及び流出量、湖沼（ダム湖）の水流、水質
- ・流入河川の形状……………河川幅、水深、勾配、流路形態、河川の粗度
- ・流入河川の水流、水質等の状況……………流況、流速、水質
- ・集水域の状況……………分水界、地形、水系・水路等、地質構造、植生、降水量、土地利用

・その他

図
解
例



(注) 矢印は河川の流下方向

(3) 浅層地下水、深層地下水、湧水

1 考え方

個々の行為が水道水源に影響を及ぼす可能性のある区域を基本とし、取水状況、水源周辺の状況、涵養域の状況等を考慮して、個々の水源の状況に応じて設定する。

2 区域の設定

(1) 範囲

上記考え方の「個々の行為が水道水源に影響を及ぼす可能性のある区域」は、

ア 浅層地下水の場合には、取水地点からの距離がおおむね1~2kmの範囲とする。ただし、旧河道などのように顕著な水みちが形成されている場合には、取水地点から水みちに沿って上流、おおむね3~4kmの範囲とする。

イ 深層地下水の場合には、分水界、地形、地質構造等の涵養域の状況等を考慮した範囲とする。

ウ 湧水の場合には、個々の水源の状況に応じて、浅層地下水または深層地下水の範囲を適用する。

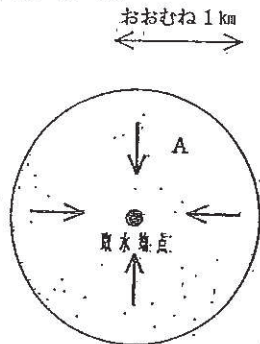
(2) 考慮事項

- ・取水状況………取水深度、取水量、取水時の水位低下
- ・水源周辺の状況………帯水層の性状及び分布、地下水の流動方向
- ・涵養域の状況………分水界、地形、地質構造、植生、降水量、土地利用
- ・その他

図

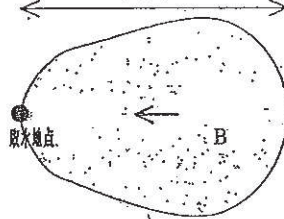
①浅層地下水の場合

ア 地下水流がない場合



A: 取水地点からの距離がおおむね1kmの区域

イ 地下水流がある場合
おおむね2km



B: 取水地点からの距離がおおむね2kmの上流側の区域
ただし、地表面の傾斜が緩い場合など地下水流が弱い場合、取水量が多い場合には取水地点の下流側の区域も考慮する。

(断面図)

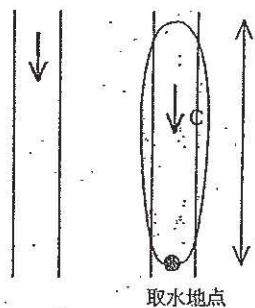


(注) 矢印は地下水の流動方向。

解

②浅層地下水で顕著な水みちが形成されている場合

河川 旧河道等の水みち



C: 水みちに沿って、取水地点から上流へおおむね3~4kmの区域

おおむね3~4km

取水地点

(注) 矢印は河川の流下方向、地下水の流動方向

例